

10. 公的な制度・サービス等

(1) 熊本市おでかけ IC カード①の交付

障がい者の方々により多く社会参加していただき、健康でいきいきとした生活を送っていただくため、市内を運行する路線バス・電車（JR を除く）・市電を 1 割の負担額で利用できる「おでかけ IC カード①」（障がい者用）を交付しています。

おでかけ IC カード①に現金をチャージして、降車時に通常運賃の 1 割の金額をおでかけ IC カードから差し引きます。

◆対象者

熊本市に住民登録のある身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級、療育手帳 A1・A2・B1 所持者または精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級・3 級をお持ちの方

◆申請に必要なもの

①対象の障害者手帳すべて

②手数料 500 円（デポジット相当分）

※代理人が申請される場合は、別途代理人の身分証明書をお持ち下さい。

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

※詳しいご利用方法はおでかけ IC カード交付時にお渡しする「ご利用ガイド」をご確認ください。

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所 電話 P108～109 参照

(2) 障がい者福祉タクシー利用券

熊本市内を営業区域としているタクシーを利用する場合、料金の一部を助成する利用券を交付します。

◆対象者

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 または精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちで市内に住民登録があり、本人の市町村民税が非課税の方または生活保護を受給中の方

◆利用券の種類

(1) 福祉タクシー利用券 (普通タクシー用)	1 回の乗車につき 500 円を助成。
(2) 患者等輸送タクシー利用券 (リフト付タクシー用)	1 回の乗車につき小型車 600 円、中型車 1,100 円、大型車 1,400 円を助成。

※(1)は年間 40 枚、(2)は年間 35 枚を上限として交付。交付年度内有効。

◆申請に必要なもの

対象の障害者手帳すべて

※代理人が申請される場合は、別途代理人の本人確認書類をお持ちください。

◆申請窓口

各区役所福祉課および各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所 電話 P108～109 参照

(3) 障がい者燃料費助成券

1人で外出できない、他の移動支援の助成事業（おでかけ IC カード①・福祉タクシー利用券）が利用できない重度の知的障がいのある方を対象に、同居の家族等が運転する自家用車に対する燃料費の一部を助成する燃料費助成券を交付します。

◆対象者

熊本市内に住民登録があり、1人で外出できない在宅の重度障がい者で、以下のいずれにも該当するもの。

- (1)療育手帳 A1・A2 所持者
- (2)市町村民税が非課税の方
- (3)熊本市おでかけカード①の交付を受けていない方
- (4)熊本市障がい者福祉タクシー利用券の交付を受けていない方
- (5)障がい者支援施設に入所していない方
- (6)医療機関に入院していない方

◆対象自動車

対象者の家族等が所有する自家用車

◆助成額

対象者 1 人につき上限 12,000 円分（年間） 1,000 円券を 12 枚

※交付月により枚数が異なります。交付年度内有効。

◆申請に必要なもの

- ①対象者の療育手帳
- ②対象車両の車検証写し
- ③申請者の本人確認書類

◆申請窓口

各区役所福祉課及び各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所 電話 P108～109 参照

(4) 施設入場料・個人使用料の減免

窓口での障害者手帳の提示により、次の施設の入場料・個人使用料が減免されます。

◆入場料が無料となる施設

熊本城・熊本市動植物園・旧細川刑部邸・熊本博物館・塚原歴史民俗資料館・立田自然公園・北岡自然公園・夏目漱石内坪井旧居・夏目漱石大江旧居・小泉八雲熊本旧居・徳富記念園・横井小楠記念館・後藤是山記念館・御馬下の角小屋・熊本洋学校教師ジェーンズ邸・熊本藩川尻米蔵・田原坂西南戦争資料館・県立美術館・熊本県伝統工芸館・監物台樹木園・県立装飾古墳館・熊本県農業公園・熊本市現代美術館

※介護者や同伴者も割引・無料となる場合がありますので、各窓口にお尋ねください。

◆個人使用料が全額免除となる施設

◎市体育施設

競技場、屋内プール、武道場、弓道場、アーチェリー場、スケートリンク、トレーニング室

◎県立総合体育館

室内温水プール、トレーニング室、元気体力測定室

◎熊本武道館

◎熊本県民総合運動公園

陸上競技場、地下トレーニング室、レンタル自転車

◎パークドーム熊本

室内温水プール

※その他の施設でも優遇される場合がありますので、各窓口にご確認ください。

【問い合わせ先】 各施設の料金支払窓口

(5) 自動車運転免許取得費の助成

障がいのある方が、就労等の社会参加のため運転免許を取得する場合に、10万円を限度としてその費用の一部を助成します。(所得制限等があります。)

※ 自動車学校の卒業前に申請が必要となります。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方：早見表をご覧ください (P6～7)
- (2) 療育手帳をお持ちの方又はその他の知的障がい者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【問い合わせ先】 熊本市障がい福祉課 電話 096-361-2519

(6) 自動車改造費の助成

身体障がい者の方が、就労等の社会参加のために自ら運転する本人名義の自動車を改造する必要がある場合に、10万円を限度としてその費用の一部を助成します。(所得制限等があります。)

※自動車の改造前に申請が必要となります。

◆対象者

身体障害者手帳をお持ちの方：早見表をご覧ください (P6~7)

【問い合わせ先】 熊本市障がい福祉課 電話 096-361-2519

(7) 駐車禁止の適用除外

歩行が困難な障がいのある方は、申請により「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられます。

◆対象者

次の(1)~(6)のいずれかに該当する方

- (1)身体障害者手帳の交付を受けており、歩行が困難な方
(視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、肢体不自由、内部障がい)
- (2)療育手帳の交付を受けており、重度の障がい(A2以上)を有する方
- (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級の障がいを有する方
- (4)色素性乾皮症で、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方
- (5)色素性乾皮症で、保護者が医療受給者証の交付を受けている方
- (6)戦傷病者手帳の交付を受けており、重度障がいを有し、歩行が困難な方

※対象となる等級が定められていますので、申請される前に電話等によりご確認ください。

【問い合わせ先】 熊本県警察本部交通規制課又は各警察署交通課(係)

(8) 熊本県ハートフルパス制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など移動に配慮が必要と認められる方に、県内共通の「利用証(ハートフルパス)」を交付することで、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

<次ページに続く>

◆対象者

次の(1)～(5)のいずれかに該当する方

- (1)交付基準（※）に該当する視覚障がい、平衡機能障がい、肢体障がい、運動機能障がい、内部障がい、知的障がい（療育手帳A1またはA2）精神障がい（精神障害者保健福祉手帳1級）により移動に配慮が必要な方
- (2)介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が「要介護1」以上の方
- (3)指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方
- (4)妊産婦で妊娠7か月から産後3か月の方
(単体児) 妊娠7か月から子が満1歳を迎える月末まで
(双子) 母子手帳取得時から子が満2歳を迎える月末まで
(三つ子以上) 母子手帳取得時から子が満3歳を迎える月末まで
- (5)診断書等により移動に配慮が必要な状況が確認できる方

※対象となる等級が定められていますので、詳細はお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

①申請書

②障害者手帳、介護保険被保険者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証、母子手帳、移動に配慮が必要な状況及びその期間が確認できる診断書のいずれか

※窓口での申請のほか、郵送、電子での申請も可能です。

詳しくはお問い合わせいただくか、県のホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】 熊本県健康福祉政策課 地域支え合い支援室
電話 096-333-2202

HP 『熊本県 ハートフルパス』で[検索](#)

(9) 自動車事故対策機構（ナスバ）

自動車事故が原因で重度障がい者等となった場合、独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）による以下の支援が受けられます。

◆対象者

自動車事故で「脳」、「脊髄」、「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害を持ち、「常時」又は「随時」の介護が必要となった方。（緒条件あり）

◆支給額

常時要介護の方：自賠責後遺障害等級「1級1号」又は「1級2号」で一定の要件に（重要度） 該当する方 月額：99,810円～226,330円
常時要介護の方：自賠責後遺障害等級「1級1号」又は「1級2号」 月額：85,390円～177,950円
随時要介護の方：自賠責後遺障害等級「2級1号」又は「2級2号」 月額：42,700円～88,980円

[＜次ページに続く＞](#)

制度に関する詳細は、自動車事故対策機構 熊本支所までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ） 熊本支所
〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-7
朝日新聞第一生命ビルディング6階
TEL 096-322-5229
ホームページ： <http://www.nasva.go.jp/>



(10) 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送

高齢者や障がいのある方など、単独ではタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、運営協議会が認めたNPO法人などの非営利法人が、自家用自動車を使用して行う有料の輸送サービスのことです。通院や通所だけでなく、買い物やレジャーなどにもご利用いただけます。

◆利用要件

下記の要件に該当する高齢者や障がいのある方などで、運送主体にあらかじめ会員登録をいただいている方が対象です。利用者と同乗する場合、介助者や付添人の方も一緒に利用できます。

◎介護保険法に基づく要介護認定を受けている方のうち、

- (1)要介護度3～5の認定を受けている方
- (2)(1)に該当しない方で、居住する市町村から単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方

◎身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、

- (1)18歳以上で第1種身体障がい者の方
- (2)18歳未満の方（ただし、18歳以上の者であって高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校の高等課程に在学する方を含む）
- (3)(1)及び(2)に該当しない方で、居住する市町村から単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方

◎療育手帳の交付を受けている方のうち、

- (1)18歳以上で障がいの程度がA1又はA2の方
- (2)18歳未満の方（ただし、18歳以上の者であって高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校の高等課程に在学する方を含む）
- (3)(1)及び(2)に該当しない方で、居住する市町村から単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方

※上記に該当しない場合

以下のいずれかに該当する者のうち、居住する市町村から単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方。

要支援認定を受けている方、基本チェックリスト該当者、肢体不自由、内部障がい又は精神障がいその他の障害により、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な方。

<次ページに続く>

このサービスを利用したい場合は、各運送主体に直接ご相談ください。
 なお、車両台数等が限られておりますので、相談しても利用できない場合があります。

運送主体名	所在地	電話番号
熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合	熊本市東区長嶺西	096-274-3000
NPO法人 ライフサポートすみれ	熊本市中央区渡鹿	096-363-2617
社会福祉法人 美里町社会福祉協議会	美里町永富	0964-47-0065
NPO法人 SKウェルネス	御船町滝尾	080-5215-3578
NPO法人 NEXTEP	合志市幾久富	096-227-9001
特定非営利活動法人 自立応援団	熊本市北区貢町	096-288-5355
NPO法人 みらいけあ	熊本市東区花立	096-273-8689
NPO法人 糸	熊本市東区長嶺東	096-297-8718
NPO法人 ぱんぷきん	熊本市北区山室	096-201-3101
一般社団法人 恵会	熊本市北区下硯川	096-221-8839
一般社団法人 2MORO	合志市幾久富	096-273-6716

【問い合わせ先】 熊本市健康福祉政策課 電話 096-328-2340

(11) 手話通訳者の設置

各区役所に設置している手話通訳者が、聴覚・言語障がい等のある方のために、庁舎内での手話通訳を行います。

【問い合わせ先】 熊本市障がい福祉課 電話 096-361-2519

(12) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

聴覚、言語障がい者と健聴者との意思疎通を円滑にするために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、聴覚・言語障がい及び視覚障がいのある方（盲ろう者）の意思疎通支援のために、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

◆派遣事由

- (1)公的機関における諸手続き
- (2)保健所や医療機関等における受診、相談
- (3)冠婚葬祭
- (4)学校行事の参加
- (5)その他各種講演会、研修会等

※ 政治・宗教に関する用件には派遣できない場合があります。

【問い合わせ先】

熊本聴覚障害者総合福祉センター（手話通訳者派遣）

電話 096-383-5587 FAX 096-384-5937

熊本県聴覚障害者情報提供センター（要約筆記・盲ろう者介助員派遣）

電話 096-383-5595 FAX 096-385-7821

熊本市障がい福祉課

電話 096-361-2519

(13) 視覚障害者生活訓練事業

視覚障がい者の自立と社会参加を促進するために、日常生活上必要な訓練・指導を行います。相談に応じるほか、歩行訓練、点字指導、料理教室やパソコン教室などを開いています。

【問い合わせ先】

社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会 熊本県視覚障がい者福祉協会・団体

電話 096-383-6833 FAX 096-383-6833

ホームページ：<https://kenshikyou.jimdofree.com>

熊本市障がい福祉課

電話 096-361-2519 FAX 096-366-1173

(14) 熊本県地域精神障がい者スポレク大会（ふれあいピック）

精神障がい者のスポーツレクリエーションによる地域交流、社会参加及び地域社会の理解を目的に開催されます。（毎年10～11月頃の予定）

【問い合わせ先】 熊本市こころの健康センター 電話 096-366-1171

(15) ヘルプマーク

ヘルプマークは、内部障がいや発達障がい、難病など、外見からわかりにくい障がいのある人などが、周囲の人に配慮や支援を必要と知らせるためのマークです。

熊本市では、このマークを活用したストラップやカードを配布しています。

ヘルプマークストラップ	ヘルプカード
	
<配布場所> ・熊本市障がい福祉課 ・熊本市障がい者相談支援センター ・各区役所福祉課	<配布場所> ・熊本市障がい福祉課 ・熊本市障がい者相談支援センター ・各区役所福祉課 ・各総合出張所

※ヘルプマークストラップのお渡しには、申請書が必要です。(申請書は、熊本市ホームページからダウンロードしてください。窓口にも準備してあります。)

※ヘルプカードには、手伝ってほしいことや氏名、緊急連絡先、障がいや病気について記入することができます。熊本市ホームページからダウンロードすることも可能です。

【問い合わせ先】 熊本市障がい福祉課 電話 096-361-2519

(16) ふれあい収集

ごみをごみステーション（収集場所）まで出すことが困難な方に対する支援として、ごみを玄関前まで収集に伺う「ふれあい収集」を実施しています。

◆対象者

ふれあい収集を希望する方とその方と同居する全ての方が、次のいずれかに該当するため、ごみステーションまでごみを出すことが難しく、他の協力を得ることができない方。

- ①要介護1～5の方
- ②身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
(※肢体不自由または視覚障害の方のみ)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ④療育手帳Aの交付を受けている方
- ⑤その他、何らかの事情でごみをごみステーションまで出すことが困難な方

<次ページに続く>

◆申請に必要なもの

① 熊本市ふれあい収集申請書

ホームページからダウンロードしてください。各区役所の総務企画課の窓口にもございます。

② 要介護度や障害の等級などが確認できるもの（同居する方全員分）

・要介護度1～5の方 → 介護保険被保険者証の写し

（氏名、生年月日、要介護度、認定期間の記載があるページ）

・身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている方 → 身体障害者手帳等の写し

（氏名、生年月日、障害の名称、等級などの記載があるページ）

③ ②をお持ちでない方で、何らかの事情でごみをごみステーションまで出すことが困難な方は、ケアマネジャーや相談支援専門員など親族以外の方で申請世帯の生活状況を把握している方が記入した意見書と必要書類の写し

◆申請書提出先 ※お住まいの区役所の総務企画課へ郵送又はご持参ください。

中央区総務企画課 TEL：096-328-2610 〒860-8618 中央区手取本町1-1

東区総務企画課 TEL：096-367-9121 〒862-8555 東区東本町16-30

西区総務企画課 TEL：096-329-1142 〒861-5292 西区小島2丁目7-1

北区総務企画課 TEL：096-272-1110 〒861-0195 北区植木町岩野238-1

南区総務企画課 TEL：096-357-4112 〒861-4189 南区富合町清藤405-3

【問い合わせ先】 熊本市廃棄物計画課 電話 096-328-2359